

# 福岡県暴力団排除条例改正

暴力団のいない



明るい福岡へ

福岡県からの暴力団排除をより一層、強力に推進するため暴力団排除条例が改正されました。  
県民一丸となり、暴力団のいない安全・安心な福岡県を実現しましょう。

## 改正要点

### 1 暴力団を許さない社会づくりの推進

- ① 暴力団事務所の新たな設置等が禁止される区域が拡大されました（既に設置されている学校等の周辺区域から、その設置が決定された土地の周辺区域にまで拡大）。（違反に罰則）



（第13条第1項関係）

- ② 暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせることが禁止されました。（禁止命令違反に罰則）



（第13条の2、第25条関係）

- ③ 青少年に対する覚醒剤の使用やわいせつな行為が行われた暴力団事務所の使用制限・廃止を命ずることができるようになりました。（命令違反に罰則）



（第13条の3、第25条関係）

- ④ 暴力団員に自分の氏名・会社の名義を利用させること、暴力団員が他人の氏名・他社の名義を利用することが禁止されました。（命令違反に勧告・公表）



（第17条の3、第18条の2関係）

### 2 特定地域における暴力団の排除を推進するための措置

- ① 暴力団員が特定の地域（注1）において公安委員会の標章が掲示されたスナック・居酒屋等に立ち入ることが禁止されました。（禁止命令違反に罰則）



（第14条の2、第25条関係）

- ② 公安委員会の標章を壊したり、汚しすることが禁止されました。（違反に罰則）



（第14条の2、第25条関係）

### 3 事業者による暴力団の排除の一層の推進

- ① 書面による契約に暴力団を排除するための契約条項を盛り込むよう努めることがすべての事業者に義務づけられました。



(第17条関係)

- ② 暴力団から不当な要求を受けた建設工事関係者は、速やかに県警察等に通報することが義務づけられました。



(第17条の2関係)

- ③ 従業員が暴力団を排除するための県等への通報をしたことを理由として、事業者が解雇・降格等の不利益な取扱いをすることが禁止されました。



(第12条の2関係)



**スクラムを組んで暴力団追放!**

### 4 その他必要な規定の整備

- ① 条例に違反する行為が行われていないかを確認するため、警察官が暴力団事務所に立入検査をすることができるようになりました。(妨害行為等に罰則)



(第21条、第25条関係)

- ② 関係者(公務所、公私の団体等)に対する警察の協力要請の根拠が明らかになりました。



(第23条の2関係)

### 施行期目

平成24年2月1日。

ただし、「3の①」の規定は平成24年4月1日、「2」の規定は平成24年8月1日から施行

(注1) ～ 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市及び飯塚市の主要繁華街・歓楽街